

契約担当官

航空自衛隊第1航空団

会計隊長 伊藤 勝



「航空自衛隊第1航空団(浜松基地)におけるオープンカウンター方式による見積依頼について」

オープンカウンター方式とは、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第5項の規定に基づき実施する、随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積を徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

本件は、当該方式による随意契約を前提とした見積依頼です。

有効な見積書をもって申込みをした者(郵送等)のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

番号	種別	調達 番号	件名	納入 (履行) 場所	納期 (履行期限)	見積 依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積 合わせ の日時	防衛省 競争参加資格 (全省庁統一資格)	参加 条件	同等品申請 提出期限
1	役務	1空施設 7-36	令和7年度貯水槽等清掃	航空自衛隊浜松 基地及び浜松広 報館	R8.2.27	R7.4.17	R7.5.7 12:00まで	R7.5.7 12:00	航空自衛隊基地等調達 オープンカウンター実施 要領第5条のとおり	なし	
			以下余白								

詳細については、浜松基地HP掲載の調達情報「オープンカウンター方式による見積依頼について」及びオープンカウンター方式の実施要領等によるほか、下記連絡先にお問い合わせください。

仕様書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先(仕様書等を公表している場合を除く。)

〒432-8551

静岡県浜松市中央区西山町無番地

航空自衛隊第1航空団(浜松基地)基地業務群会計隊契約班

電話053-472-1111 内線7041 FAX053-472-7735 担当 國谷

見 積 書

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 伊藤 勝 殿

申 込 者 住 所
会 社 名
代 表 者 職 名
代 位 氏 名
印

履行期限		令和8年2月27日		履行場所		航空自衛隊浜松基地及び浜松広報館	
品 名（件 名）	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考	
令和7年度貯水槽等清掃	仕様書のとおり	式	1				
	－ 以 下 余 白	－					
見積金額 ¥							
備 考（辞退理由等）							
貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承知のうえ、上記のとおり提出します。							

内 訳 書

No.	品 名 (件 名)	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	令和7年度貯水槽等清掃	仕様書のとおり	式	1			
	(内訳)						
	1 0 3 6 7 貯水槽清掃	仕様書のとおり 1 7 5 m ³ × 2 槽	基	2			
	1 0 3 6 7 高架水槽清掃	仕様書のとおり 8 0 m ³ × 1 槽	基	1			
	1 0 3 6 7 高架水槽 水質検査及び残留塩素測定	仕様書のとおり	基	1			
	0 0 5 5 8 貯水槽清掃	仕様書のとおり 1 0 4 m ³ × 2 槽	基	2			
	0 0 5 5 8 高架水槽清掃	仕様書のとおり 2 8 m ³ × 1 槽	基	1			
	0 0 5 5 8 高架水槽 水質検査及び残留塩素測定	仕様書のとおり	基	1			
	0 0 2 4 0 受水槽清掃	仕様書のとおり 1 2 m ³ × 2 槽	基	2			
	0 0 2 4 0 高置水槽清掃	仕様書のとおり 6 m ³ × 1 槽	基	1			
	0 0 2 4 0 高置水槽 水質検査及び残留塩素測定	仕様書のとおり	基	1			
	0 0 2 4 1 受水槽清掃	仕様書のとおり 5 m ³ × 1 槽	基	1			
	0 0 2 4 1 受水槽 水質検査及び残留塩素測定	仕様書のとおり	基	1			
	1 1 0 1 3 受水槽清掃	仕様書のとおり 2 1 . 7 5 m ³ × 2 槽	基	2			
	1 1 0 1 3 受水槽 水質検査及び残留塩素測定	仕様書のとおり	基	1			
	諸経費		式	1			
	合 計						

役務一般仕様書	作成部隊名	第 1 航空団基地業務群施設隊
	承認年月日	令和 7 年 1 月 2 9 日
	仕様書番号	施設役務 6 - 8 1

1 適用範囲

(1) 本仕様書は、浜松基地、浜松広報館及び宿舎における役務（国有財産管理に限る。）について適用する。

(2) 本仕様書に規定する事項は、契約相手方の責任において履行し、契約図書等は相互に補完する。

(3) 役務特記仕様書及び図に記載されているもののうち、本仕様書と相違がある場合は、役務特記仕様書及び図による。

2 一般事項

(1) 役務内容は全て、本仕様書、図及び引用図書に基づき履行し、その履行に対する監督官の指示に従う。

(2) 引用図書及び各種関連法規等は、特記仕様書による。

(3) 役務特記仕様書及び図の内容に疑義が生じた場合若しくは、役務特記仕様書に記載されていない部分に不具合が認められた場合は、速やかに監督官と協議し、監督官の指示に従う。

(4) 関係官公署その他の関係機関への届け出が必要な場合は、遅滞なく行う。

(5) 契約図書等は、当該関係者以外に貸出し、複製及び閲覧をさせてはならない。

(6) 役務写真は、営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課制定）に示された時期及び内容に準じて撮影するほか、監督官の指示により撮影し、アルバム形式に整理された写真を提出する。

3 発生材の取り扱い

(1) 発生材は、可能な限り分別し、監督官の指定した場所まで運搬する。

(2) 発生材調書は、材料名、形状寸法、数量、重量及び単位を記載し、提出する。

4 検査等

役務特記仕様書による。

5 基地内における規程事項

(1) 注意事項

ア 役務関係者の基地への入出門及び施設内への立入りは、監督官と調整後、申請等により許可を受ける。

イ 腕章又は入門許可証は、常に装着する。ただし、作業等に支障がある場合は携行し、関係者から要求があった場合は直ちに提示する。

ウ 関係のない場所の写真を撮影してはならない。

エ 指示した場所以外へは、立入りしてはならない。

オ 基地内の通行は、公道と同様に交通規則を厳守する。また、車両等を基地内に長期間駐車させる場合は、監督官に指示を受ける。

カ 酒類等の飲食物を基地内に持ち込んではいない。

なお、喫煙、飲食等の場所については、監督官の指示による。

キ 危険物等の搬入がある場合は、事前に許可を受ける。

ク 油脂類等は、みだりに放置してはならない。

ケ 監督官から指示された事項は、遵守する。

コ 作業に際し、契約相手方が基地内施設を損傷した場合、契約相手方の負担で原状に復する。

(2) 入出門

ア 入出門に係る申請等については、役務特記仕様書による。

イ 基地内への入出門時間は、08時15分～17時00分とし、その時間以外に入出門が必要な場合は、監督官と協議し、届出書を提出する。

ウ 入門の際、本人確認を行うため、公的機関が発行した身分証明書等（外国政府発行のものを含む。以下に例を示す。）により、国籍確認及び顔認証ができるものを提示する。

なお、身分証明書等を有しない者については入門を許可しない。

(ア) 日本国籍を有する者

パスポート、IC型運転免許証（読取り機によるパスワードの入力で、国籍（本籍）が確認できる場合のみ）等

(イ) 日本国籍を有しない者

パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書

(ウ) 運転免許証（顔認証）と住民票（本籍により国籍確認ができるもので、マイナンバー及び住民票コードが省略されたもの。写し可）など複数の身分証明書等の組み合わせによる提示としてもよい。

エ 入門の制限又は禁止となる項目を以下に示す。

(ア) 基地内の秩序を乱した場合

(イ) 監督官の指示に従わない場合

(ウ) 腕章又は入門許可証などの入出門に係る物を紛失した場合

(エ) 入出門に係る許可の期限が超過した場合

(オ) 訓練又は災害等により、入出門に対する制限等が発令された場合

(カ) 監督官が不適と判断した場合

(3) 基地内の運行を許可する車両

基地内において運行することのできる車両は、基地内臨時乗入証を掲示している車両とする。

なお、臨時乗入証を発行する際、入門者は警衛隊員に対し車検証（原本）を提示するものとする。

6 情報保証

(1) 機器等の使用

役務関係の提出電子データを取扱うパソコン等については、情報流出対策及び最新のウィルス対策が行われたパソコン等を使用する。

(2) 提出された個人情報等の取扱い

提出された個人情報等は、個人情報保護法及び関係自衛隊規則に基づき厳正に保護し、本役務以外は使用目的としない。

7 提出書類

役務特記仕様書による。

役務特記仕様書	作成部隊名	第1航空団基地業務群施設隊	
	作成年月日	令和7年4月10日	
	仕様書番号	施設役務 7-33	

1 件名
令和7年度貯水槽等清掃

2 適用範囲
この仕様書は、航空自衛隊浜松基地及び浜松広報官における、令和7年度貯水槽清掃について適用する。なお、本役務に必要な一般事項は、役務一般使用書による。

3 履行場所
航空自衛隊浜松基地及び浜松広報官（別図第1～別図第6のとおり。）

4 履行期限
令和8年2月27日

5 引用図書及び各種関連法規等
次に示す、引用図書及び各種関連法規は、最新のものを適用し、契約の履行に必要な法規等は、すべて適用する。
 (1) 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 (2) 水道法第2条第1項
 (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第7号
 (4) 建築物における衛生的環境の維持管理について別添第2（平成20年1月25日健発第0125001号）
 (5) 水質基準に関する省令（平成15年厚第101号）
 (6) 水質基準に関する省令の規定に基づき構成労働省大臣が定める方法（平成15年厚告第261号）

6 役務内容
 (1) 貯水槽の清掃、水質検査及び残留塩素測定を行う。
 (2) 数量等については次のとおり。

場 所	内 容	容 量	数 量
10367	貯水槽清掃	175 m ³	2基
	高架水槽清掃	80 m ³	1基
00558	貯水槽清掃	104 m ³	2基
	高架水槽清掃	28 m ³	1基
00240	受水槽清掃	12 m ³	2基
	高置水槽清掃	6 m ³	1基
00241	受水槽清掃	5 m ³	1基
11013	受水槽清掃	21.75 m ³	2基

(3) 清掃及び水質検査
 ア 本役務の履行及び作業における安全確保に必要な器材等は、契約相手方が用意する。
 イ 清掃は、「建築保全業務共通仕様書」の第4章機械設備、第5節給排水衛生機器に示す「入水タンク及び高置タンクの清掃」を基準として行う。
 ウ 清掃後に水張をする。

エ 水張り後に水質検査及び残留塩素測定を行う。基準は次のとおり。

項 目	基 準	検査又は測定方法
色度	5度以下	水質基準に関する省令の規に基づき厚生労働大臣が定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法
濁度	2度以下	
臭気	異常がないこと。 (消毒によるものを除く。)	
味	異常がないこと。 (消毒によるものを除く。)	
残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合、0.2mg/ℓ以上	D P D法又はこれと同等以上の制度を有する方法

7 検査等

(1) 中間確認

不可視となるお目戻しの前等、履行上の重要な変化点等において設計図書との整合を確認する必要がある場合は、役務の履行途中で検査官の確認をうける。

なお、完了検査前の一時使用期間に、発注者側の加湿による汚損及び破損等があった場合は、発注者側が責任を負うものとする。

(2) 完了検査

ア 検査は、以下に示す要件を全て満たした場合、受験することができる。

(ア) 特記仕様書及び図に示す作業が完了していること。

(イ) 本仕様書に記載された、全ての書類が提出されていること。

(ロ) 是正等があった場合、その全ての是正等が完了していること。

(エ) 監督官及び主任監督官の確認を得ていること。

イ 検査は、監督官及び契約相手方の立ち合いのもと行い、検査官による確認をもって完了するものとする。

8 提出書類

(1) 契約相手方は、下表の適用に示す●印の提出書類を、監督官に提出する。

No	適用	書類名	提出期限	部数	様式
1	●	業者入門申請書及び従業員等名簿	作業前までに	1	定型
2	●	住民票（従業員等名簿に添付）		1	
3	●	腕章		必要数	
4		臨時立入申請書		2	
5	●	現場代理人等（選任・変更）通知書		1	
6	●	工程表		1	
7	●	作業計画書	その都度	1	任意
8		使用材料納品書又は出荷証明書		1	定型
9	※	打合せ書		1	
10		発生材報告及び発生材調書		1	
11	●	産業廃棄物管理票(A, B 2, D及びE票)の写し		1	任意

No	適用	書類名	提出期限	部数	様式
12	●	役務写真	その都度	1	任意
13	●	完成（完了）通知書	完了後	1	定型
14	※	時間外入門届及び臨時乗入れ申請	その都度	1	
15		火器使用申請	必要時	1	
16		給水等使用申請		1	

注記1 火気使用申請は申請書を提出し許可証を受領した後に、器具等の使用を開始する。

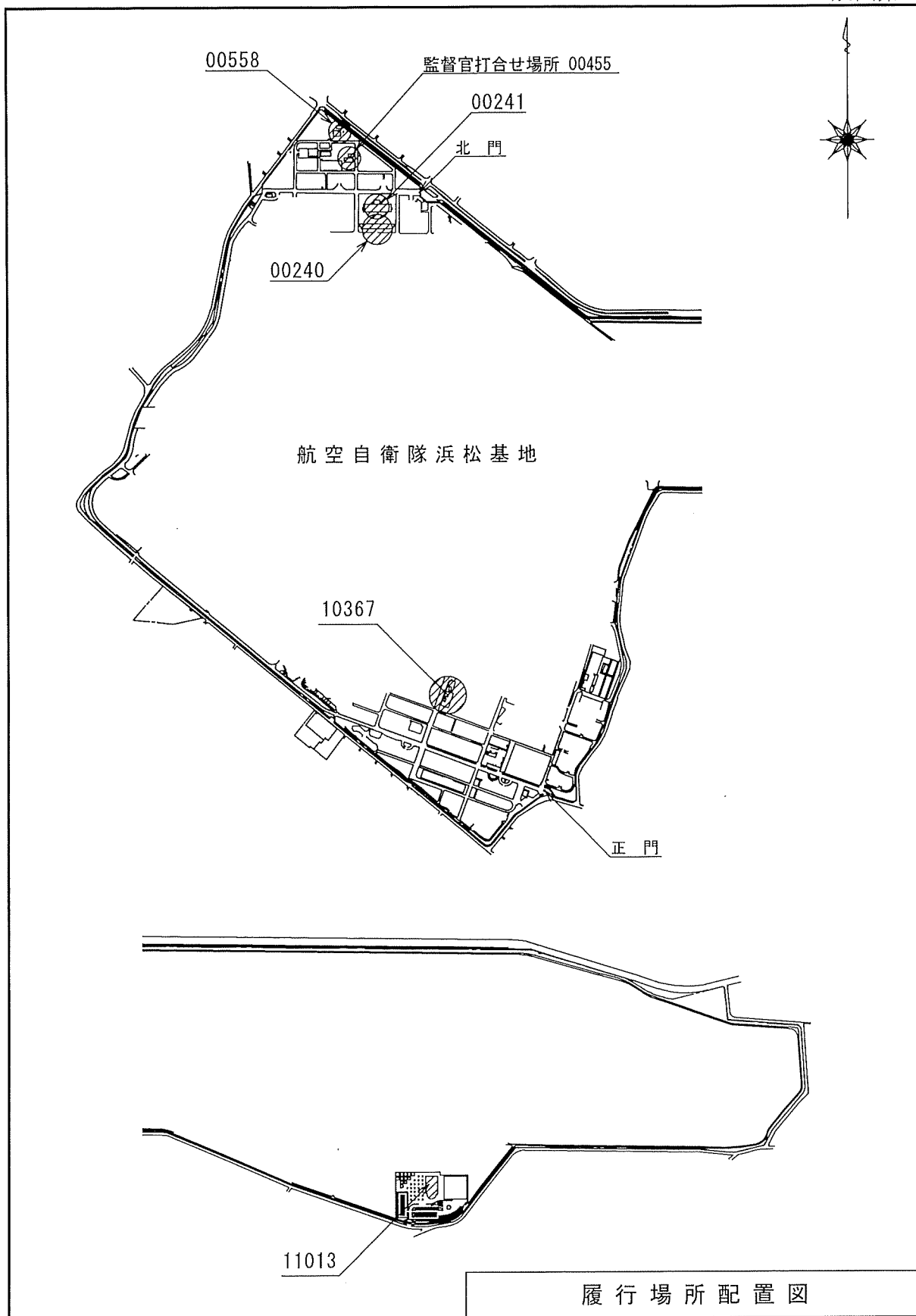
注記2 従業員等名簿には、全員分の住民票（本籍地が記載され、発行後3か月以内のもの、写し可）を添付し、日本国籍を有さないものは、パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書を1部（写し可）を添付すること。

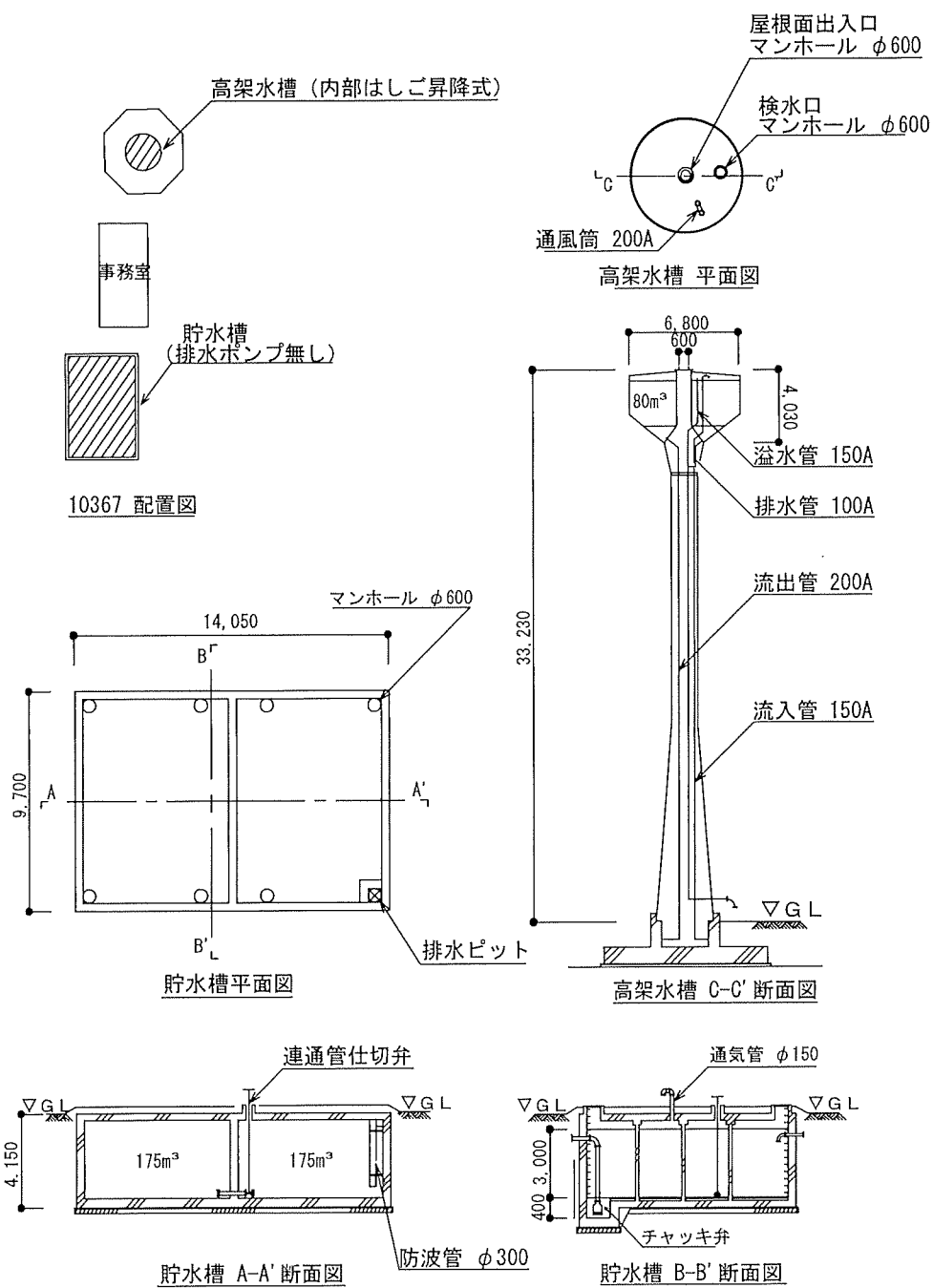
注記3 完了検査は、産業廃棄物管理票（D票）の写しをもって受けることができる。ただし、産業廃棄物管理票（E票）が交付され次第、速やかに監督官へ提出すること。

注記4 ※印の提出書類の可否については、別途、監督官より指示をする。

(2) その他の提出書類

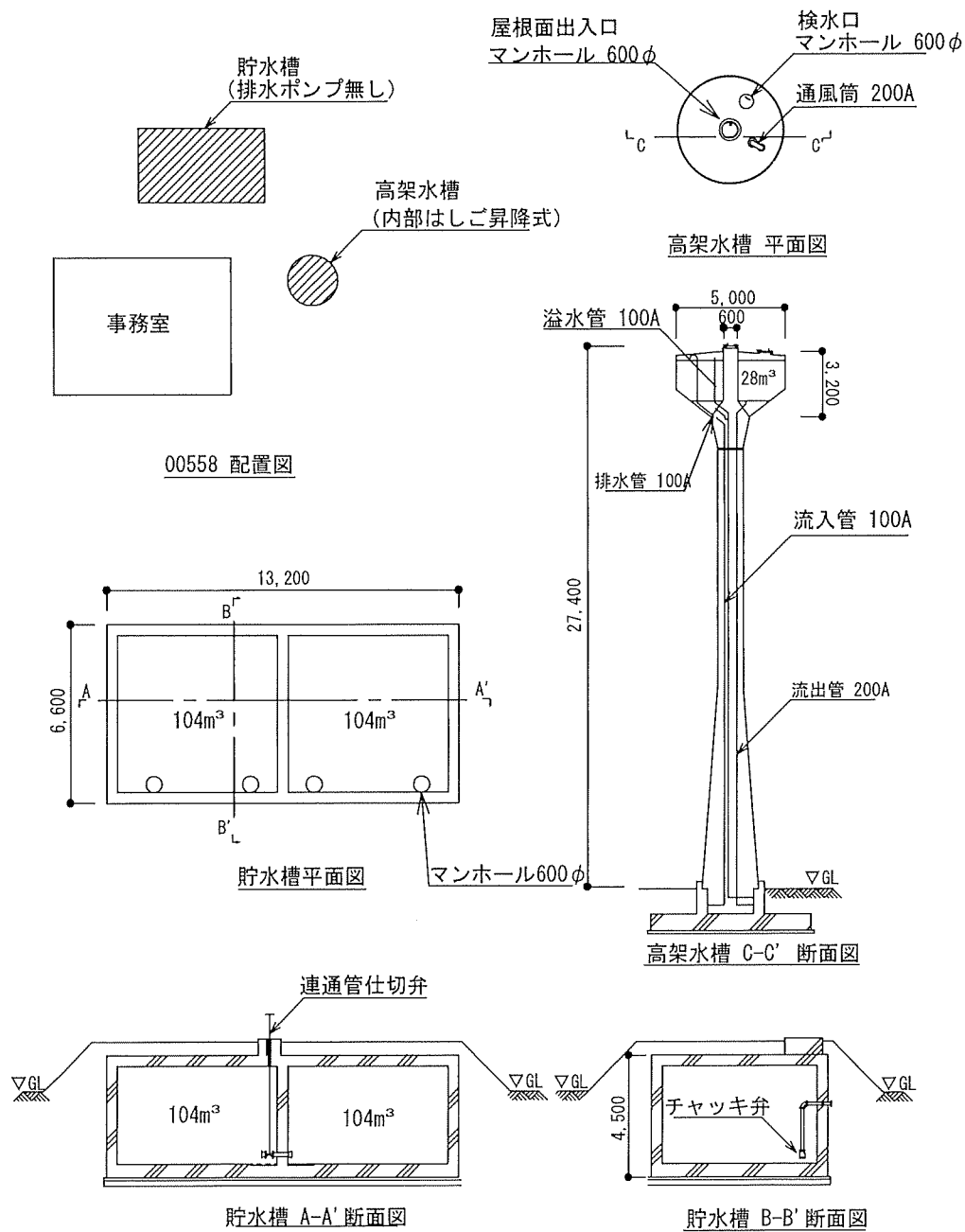
No	適用	書類名	提出期限	部数	様式
1	●	作業完了報告書	終了後速やかに	1	任意
2	●	健康診断書	契約後速やかに	1	任意





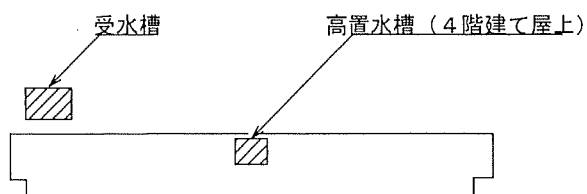
清掃場所	種類	構造	数量	貯水容量
10367	貯水槽	RC造	2	350m³ (175m³×2槽)
	高架水槽	鋼鉄製	1	80m³

履行場所 (10367)

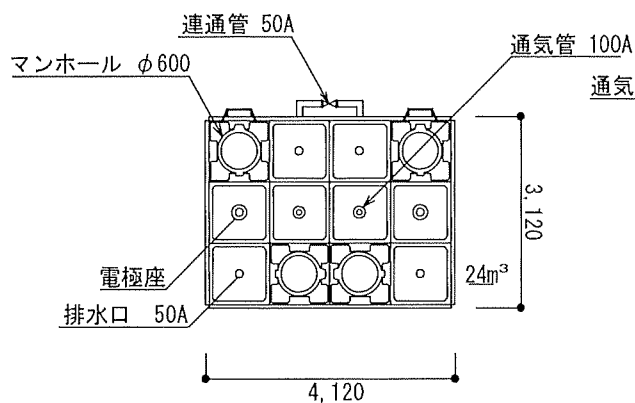


清掃場所	種 類	構 造	数 量	貯水容量
00558	貯水槽	RC造	2	208m³ (104m³×2槽)
	高架水槽	鋼鉄製	1	28m³

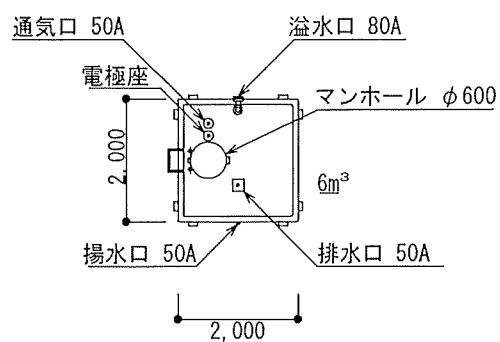
履行場所 (00558)



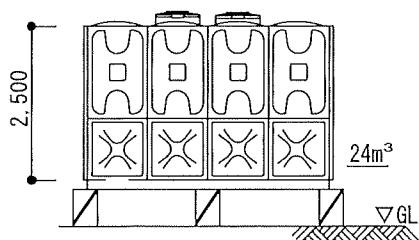
00240 配置図



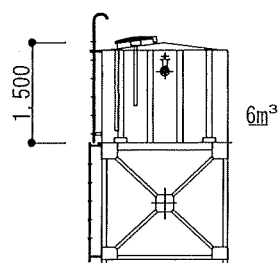
受水槽 平面図



高置水槽 平面図



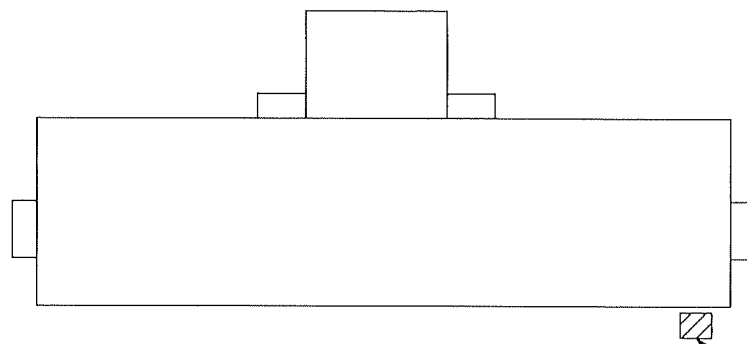
受水槽南側 立面図



高置水槽南側立面図

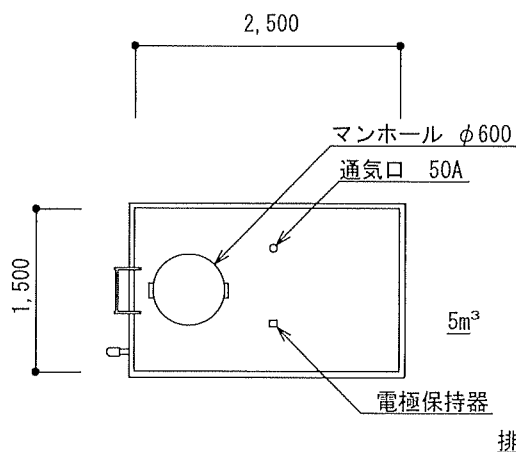
清掃場所	種 類	構 造	数 量	貯水容量
00240	受水槽	FRP製	2	24m³ (12m³×2槽)
	高置水槽	"	1	6m³

履行場所 (00240)

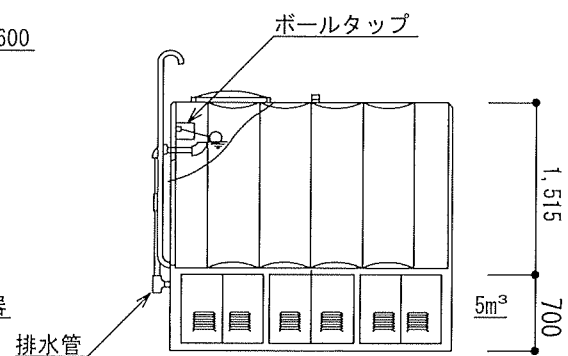


00241 配置図

受水槽 (地下 1 F 機械室内)



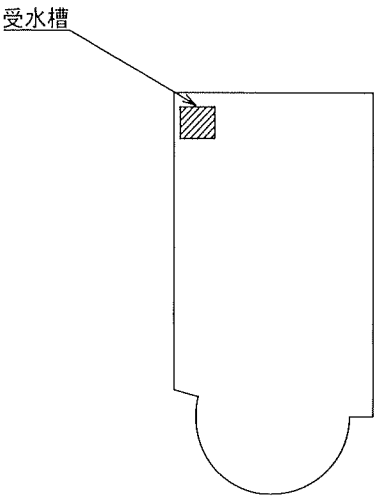
受水槽 平面図



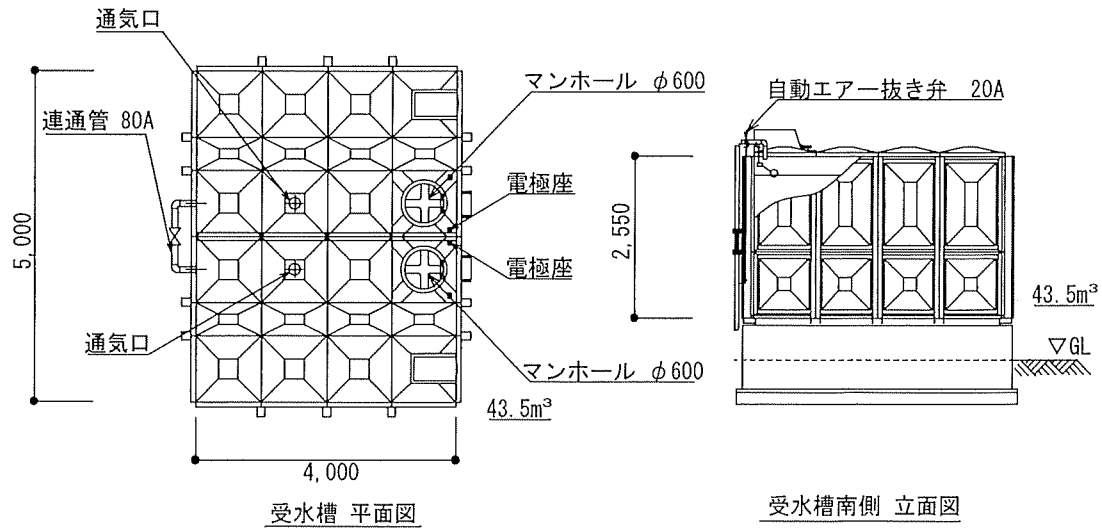
受水槽南側 立面図

清掃場所	種 類	構 造	数 量	貯水容量
0 0 2 4 1	受水槽	FRP製	1	5m³

履行場所 (0 0 2 4 1)



11013 配置図



清掃場所	種 類	構 造	数 量	貯水容量
1 1 0 1 3	受水槽	FRP製	2	43.5m ³ (21.75m ³ ×2槽)

履行場所 (1 1 0 1 3)